

議案第 4 1 号

上越市立学校条例の一部改正について

上越市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市立学校条例の一部を改正する条例

上越市立学校条例（昭和 4 6 年上越市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 別表第 3 左欄に掲げる上越市立中学校に同表中欄に掲げる分校を設置する。

別表第 1 上越市立三郷小学校の項を削り、同表上越市立豊原小学校の項中「上越市板倉区高野 7 3 0 番地」を「上越市板倉区高野 7 3 0 番地 4」に改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 1 条関係）

中学校の名称	分校の名称	位置
上越市立雄志中学校	上越市立諏訪中学校	上越市大字上真砂 2 0 4 0 番地

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 上越市立豊原小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。